

令和6年3月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和6年3月25日（月） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年3月25日（月） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	増 田 恭 子	2 番議員	清 水 健 一
3 番議員	佐 藤 明 孝	4 番議員	平 川 勇
5 番議員	川 岸 和 花 子	6 番議員	岡 戸 章 夫
7 番議員	加 藤 久 幸	8 番議員	中 根 信 一 郎
9 番議員	吉 筋 恵 治	10 番議員	中 根 幸 男
11 番議員	西 田 彰	12 番議員	亀 澤 進

5 不 応 招 議 員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
防 災 監	小 澤 幸 廣	企画財政課長	佐 藤 嘉 彦

税 務 課 長	鳥 居 孝 文	住民生活課長	鈴 木 知 寿
福 祉 課 長	小 澤 貴 代 美	健康こども課長	朝 比 奈 礼 子
産 業 課 長	長 野 了	建 設 課 長	岡 本 教 夫
定住推進課長	森 下 友 幸	上下水道課長	鈴 木 孝 佳
会 計 課 長	古 川 敏 勝	学校教育課長	塩 澤 由 記 弥
社会教育課長	三 澤 由 紀 子	病院事務局長	朝 比 奈 直 之

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 豊 久 議 会 書 記 尾 上 久 美 子

10 会議に付した事件

- 議案第 4 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 9 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 10 号 森町防災減災対策基金条例について
- 議案第 11 号 森町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 議案第 15 号 森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 令和 5 年度森町一般会計補正予算（第 12 号）
- 議案第 19 号 令和 5 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 20 号 令和 5 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 21 号 令和 5 年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 令和 5 年度森町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 23 号 財産の取得について
- 議案第 24 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 25 号 東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び東遠学園組合規約の変更について
- 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）
- 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）
- 議案第 28 号 森町道路線の認定について
- 議案第 29 号 令和 6 年度森町一般会計予算
- 議案第 30 号 令和 6 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 6 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 6 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 6 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 6 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 35 号 令和 6 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 36 号 令和 6 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 37 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計予算
- 議案第 38 号 令和 6 年度森町病院事業会計予算
- 発議第 1 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 森町税条例の一部を改正する条例について

議案第40号 令和5年度森町一般会計補正予算（第13号）

発議第2号 フリースクール等を利用する子ども達に対する支援を国に
求める意見書の提出について

<議事の経過>

議長	（吉筋恵治君）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 それでは、会議に入ります。 日程第1から、日程第27までの議案27件を一括議題とします。 本件は、3月7日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員会の報告を求めます。 第一常任委員会委員長、亀澤進君。 登壇願います。
12番議員	（亀澤進君）第一常任委員会委員長報告。 第一常任委員会の亀澤進です。 第一常任委員会委員長報告をいたします。 去る3月7日の本会議において第一常任委員会に付託されました議案は、議案第4号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議案第11号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」、議案第12号「森

町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第24号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算」、議案第32号「令和6年度森町介護保険特別会計予算」、議案第38号「令和6年度森町病院事業会計予算」の以上14件であります。

付託された議案審査のため、去る3月11日、12日、13日の三日間で委員会を開催し、審査を行いました。

その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月11日、午前9時30分、委員会室において委員全員の出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会しました。

議長、町長の御挨拶をいただいたのち、審査の方法を確認後、福祉課所管事項の審査に入りました。

議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とし、質疑に入りました。

管理者が業務に従事できる施設等について、同一敷地内の文言が削除されているが、なぜかとの問いに、より効率よく事業所を運営するために、同一敷地内でなく、他の少し離れた事業所やテレワーク等に対応することも可能にしたためであるとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第12号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る福祉課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

電動車イス購入費補助金の補助額と実績はとの問いに、購入費

の3分の1以内で上限5万円の補助額となっており、令和5年度現在の実績は1台であるとの答弁でした。

ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業委託料について内容と実績はとの問いに、固定のものとペンダント型の携帯の機器があり、非常ボタンを押すと、登録した2か所と消防署に順に発信されるようになっている。なお、利用者は20世帯前後で推移しているとの答弁でした。

保健福祉センターの照明LED化は令和6年度で終了かとの問いに、今回は1階の一部144台を計画しているが、すべてをLED化するには2、3年はかかると考えているとの答弁でした。

社会福祉施設省エネ機器導入支援補助金の省エネ機器とは何かとの問いに、統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上の機器と考えており、内容は、エアコン、照明器具、冷蔵庫、冷凍庫、エコキュート、ガスの温水器、テレビ、電気便座などを予定しているとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第32号「令和6年度森町介護保険特別会計予算について」を議題とし、質疑に入りました。

施設介護サービス給付費よりも、居宅介護サービス給付費の方が増加率が高いが、なぜかとの問いに、国の全体の流れとして、できるだけ長く、地域で、自宅で過ごしながら介護サービスを利用していくという方針・方向であるためであるとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で福祉課に係る審査を終了しました。

次に、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る健康子ども課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

森町子ども計画策定業務について詳細はとの問いに、森町子ども計画は、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、次世代育成支援行動計画、子ども・若者計画の4つを含んだ形で策定していく。

現在、森町では子ども・子育て支援事業計画を策定しており、第2期の計画期間に入っている。

令和6年度に見直しをし、令和7年度から開始の第3期の計画を立てる予定であるため、そこに合わせた形で森町こども計画を策定していきたいと考えているとの答弁でした。

扶助費の中のひとり親家庭等医療扶助費、ひとり親家庭等就学支援事業、ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業について、対象となる世帯は何件かとの問いに、ひとり親家庭等医療費助成については、母子家庭が23世帯、父子家庭が1世帯である。また、ひとり親家庭等就学支援事業は、児童扶養手当を受給している家庭で、令和6年度は11人を見込んでおり、さらにひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業は、13人を見込んでいるとの答弁でした。

多様な保育推進事業費補助金の予算額が増えているが、内容はとの問いに、令和6年度の年間延べ人数で1歳児が696人、2歳児が684人となり、1歳児で96人が増加する見込みとなっているため増額しているとの答弁でした。

森っ子就学応援金の支給方法はどうかとの問いに、小学生・中学生分については、児童手当を町から支給している関係もあり、原則申請不要とする。高校生や保護者が公務員の家庭については、町からの支給がないため、案内を出して、申請をしていただくように計画をしているとの答弁でした。

保育士宿舎借上支援事業費補助金の対象人数はとの問いに、町内の保育園4園の13人に補助をする見込みとなっている。

なお、令和6年度から新たに対象となる保育士は、4人を見込んでいるとの答弁でした。

プティ森町園の入園状況はどうかとの問いに、7割強の入所者数で、掛川市・袋井市からも3人受け入れる予定であるとの答弁でした。

公立幼稚園のあり方検討会について内容はとの問いに、森町の

公立幼稚園全体を対象として、幼児教育の現状や、今後の需要の見込み、保護者のニーズ等を踏まえ、中長期的なあり方について検討を行う検討会である。

また、その中で再編についての検討、運営上の最低基準の検討、認定こども園化等も視野に入れながら検討を行っていきたいと考えているとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で健康こども課に係る審査を終了し、1日目の付託案件についての審査は終了しました。

3月12日、午前9時30分から、議員控室にて委員全員の出席、当局から副町長出席のもと、委員会を再開し、副町長より御挨拶をいただいたのち、企画財政課所管事項の審査に入りました。

議案第24号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とし、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第8号「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について」の企画財政課所管事項を議題とし、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る企画財政課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

森町シティプロモーション戦略策定の工程はどうかの問いに、まず、新年度に入ってすぐに業者を選定するための委員会を設置し、プロポーザルを実施、上半期ごろまでには業者を選定していきたいとの答弁でした。

遠州の小京都まちづくりロゴマーク制定支援業務について、どのような方法を考えているかとの問いに、前回60周年記念のときにロゴマークの募集を行った。結果、167人の246作品が集まった。そのうち、町内からは11点、県内は40人の66点、県外が127人の180点で国外からもあった。

ただ、全国で募集したときに、この遠州の小京都森町にどれぐらいの理解があって、それを包括させるようなロゴマークが作れ

るかどうかが検討した際に、少々疑問が生じたため、今回については、遠州の小京都森町について十分理解をしていただいたうえで、専門家に三点ほどロゴマークを作成していただき、その中から町民の皆様に選んでいただきたいと考えているとの答弁でした。

基幹統計調査費の調査員報酬についての詳細はとの問いに、1本目の農林業センサスは、各地区からの指導員6人と調査員62人ほどの人に出ていただき、調査を行っていただく予定である。

2本目の全国家計構造調査は指導員一人と調査員二人を予定しているとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で企画財政課に係る審査を終了しました。

次に、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る議会事務局所管事項について」を議題とし、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、以上で議会事務局に係る審査を終了しました。

次に、公立森町病院所管事項の審査に先立ち、病院長より御挨拶をいただいたのち、議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」の議案2件を一括議題として質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第38号「令和6年度森町病院事業会計予算」について担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

患者給食業務委託の業者はもう決まっているのかとの問いに、患者給食の業務委託に関しては、既にプロポーザルを実施し、日清医療食品に決定している。

これまでの業者や他の業者にも声をかけたが、昨今の人手不足等により手を挙げていただいたのが、最大手の当事業者だけであったとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で公立森町病院に係る審査を終

了しました。

次に、会計課所管事項の審査に入りました。

議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る会計課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、以上で会計課に係る審査を終了しました。

次に、防災課所管事項の審査に入りました。

議案第8号「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について」の防災課所管事項を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第11号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

年間の出動回数はどれくらいかとの問いに、回数としては集計していないが、延べ人数としては6,500人ぐらいであるとの答弁でした。

次に、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る防災課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の条件は何かとの問いに、対象は安全認証マークが入っているヘルメットで、学用品は対象外であり、補助額は購入価格の2分の1以内で上限は2,000円であるとの答弁でした。

女性消防団についての内容はとの問いに、令和6年度から発足する予定で、今のところ3人の入団希望者を予定している。

活動内容も検討中であり、すぐ災害現場で活動するというよりは、当面地域のイベントだったり、インスタグラムやSNSを活用して防火防災啓発の活動や消防団のPRの広報を行っていただいたりするなど、まずはその辺りで活動していただくことを考えているとの答弁でした。

ドローン購入の計上があるが、操縦できる職員はいるのかとの問いに、特に把握はしていない、専門の講師にお願いして研修を実施したいと考えているとの答弁でした。

土のうステーションの場所はどこかとの問いに、元町営プールの場所に設置をし、そこで町民が御自分で作成していただくことになる。土のう袋については、上限を決めて防災課に申請をして配布する予定であるとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で防災課に係る所管事項の審査を終了し、2日目の付託案件についての審査は終了しました。

3月13日、9時30分から、委員会室において委員全員の出席、当局から副町長、教育長出席のもと委員会を再開し、教育長より御挨拶をいただいたのち、社会教育課所管事項の審査に入りました。

議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

地域クラブ活動の状況はどうかとの問いに、地域クラブ活動推進協議会が立ち上がり、今年の2月19日に第1回の推進協議会が行われた。協議会の構成員は、学識経験を有する者が二人、森中・旭が丘中のPTA代表が二人、森中・旭が丘中の校長二人、体育協会代表者、文化協会代表者となっている。

その中で、地域移行についての考え方の整理を行い、目標とする移行スケジュールを確認したところである。今後は、地域クラブの仕組みづくりや地域クラブ活動の運営方法の協議に入っていく予定であるとの答弁でした。

包括業務委託のメリットは何かとの問いに、複数の会計年度任用職員が担っている複数の業務を、一つにまとめて包括的に委託するというものである。

小規模自治体とすると、個別業務を個々に委託しても業務量が小さいため委託効果が出にくい、複数をまとめることによって、

スケールメリットが期待できる。また、現在、会計年度任用職員が増えている状況もあり、労務管理の面で事務の効率化が図れるとの答弁でした。

しずおか寺子屋推進事業について、令和5年度の実績はどうかとの問いに、令和5年度の活動については、夏休みに学習支援寺子屋という名称で、5日間、町内の小学生32人を対象に学習支援を行った。

退職教員の先生や大学生・大学院生のボランティアを活用し、この支援に携わってもらった。

もう一つは、文化体験寺子屋という名称で、文化協会と共催により小中学生を対象に寺子屋活動を行った。こちらは茶道体験や練り切りの体験、絵画、生け花、バレエなどといった文化体験を気軽にさせていただこうということで、1日に76人の児童生徒の参加があった。

文化協会の会員からは、小学生や中学生に指導するということを楽しかったという御意見をいただき、また、子供たちからも、なかなかできないようなちょっとした体験ができるという意見を聞くことができ、アンケート結果も好評だった。令和6年度については、講座も増やしていきたいと考えているとの答弁でした。

文化財保護審議会と文化財保存活用地域計画作成審議会について、構成員は何人で、活動内容は何か、また、両審議会で重複するメンバーはいるのかとの問いに、文化財保護審議会委員は5人、文化財保存活用地域計画作成協議会委員は10人であり、文化財保護審議会委員全員が重複している。

文化財保護審議会については、文化財の指定等について、教育委員会の諮問により審議する機関となっている。

文化財保存活用地域計画作成協議会については、令和7年度に文化庁の認定を受ける予定で進めている地域計画の作成について、協議するために設置した協議会であるとの答弁でした。

遠州の小京都リノベーション推進事業の事業箇所はどこかとの

問いに、城下地内の歴史的建造物調査を進めることを目的にしており、みなとや旅館、藤江講三家、吉川長三郎家、藤江喜重家を候補に、3か所を予定しているとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で社会教育課に係る審査を終了し、次に、学校教育課所管事項の審査に入りました。

議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る学校教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

通学用バス運行業務委託料の減額理由は何かとの問いに、やまゆり三倉に委託をしている委託料である、令和6年度については、夢街道線を利用する児童生徒がおらず廃止となったため減額したとの答弁でした。

英語教育推進をしていく中で、子供達の成果や、英語教育に対してどのように変化が現れてきたと考えるかとの問いに、児童生徒とALTとの関わりを見守ってきて、英語を流暢^{ちょう}に話すことができることや英語の成績が劇的に伸びた等の数字的なことは言えないが、表現活動が積極的に行われていたり、表現活動に対する抵抗が明らかになくなっていたりするなど、積極的に表現しようという姿勢が育っていると考えているとの答弁でした。

森中学校の給食棟の周辺改修工事の内容はとの問いに、令和7年度から、給食は宮園小からの配送を検討しているため、今後は安全な環境の中で、プラットフォームからコンテナに乗せた給食を受け入れる必要がある。

そのため、渡り廊下の一部についてプラットフォームとして使える部分の屋根を整備するなどといった改修を行う必要があるほか、安全で適切な進入路確保のための舗装を行うとともに、区画を改良する等行い、駐車場としても機能を高めていくことを考えているとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で学校教育課に係る付託議案の審査を終了し、次に、付託陳情の審査を行いました。

付託陳情の審査の詳細は、後ほど御報告します。

次に、総務課所管事項に係る審査に入りました。

議案第4号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第6号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」までの議案3件を一括議題とし、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第7号「森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る総務課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

防犯カメラ設置費補助金についての詳細はとの問いに、補助金額については、上限20万円で5台分を想定している。また、設置に当たってのルールについては、町で防犯カメラ設置のガイドラインを作成する。こちらに沿って、町内会に防犯カメラの設置を検討していただくということで考えているとの答弁でした。

職員採用試験委託料が大幅に増額されているが、理由は何かとの問いに、採用試験の試験内容の見直しを行い、来年度からは採用試験の科目に研修試験を加え、研修の様子を採点するといったことを、新たに取り組むものとして想定をしている。

これまでの試験方法では、人の見極めというのがなかなか難しく、それをより見極められるように、試験のやり方の見直しに至ったとの答弁でした。

メール配信システムと公式LINEの登録者数はどうかとの問いに、メール配信システムについては、2月末現在で1,215件となっており、公式LINEの登録者数については、2月末現在で1万304人となっているとの答弁でした。

城下地内土地境界確定業務委託料の内容はとの問いに、該当の土地は、元町営住宅城下団地の土地である。現在、普通財産とな

っており、一部を城下町内会に貸しているが、長年遊休地になっているため、売却を図るために土地の境界を確定するための委託料であるとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で総務課に係る付託議案の審査を終了し、次に、付託請願の審査を行いました。

付託請願の審査の詳細は、後ほど御報告します。

以上で、付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。

審議した議案14件の採決の結果は、次のとおりです。

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第24号、議案第32号、議案第38号の13議案については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、令和6年3月森町議会定例会において第一常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。

議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 第二常任委員会委員長、川岸和花子君。

登壇願います。

5 番議員

(川岸和花子 君) 5 番、川岸和花子です。

第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る3月7日の本会議において第二常任委員会に付託されました案件は、議案第13号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「森町水道事業供給条例の一部を改正する条例について」、議案第15号「森町簡易水道供給条例の一部を改正する条例について」、議案第26号「公の施設の指定管理者の指

定について（森町吉川キャンプ場）」、議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）」、議案第28号「森町道路線の認定について」、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算」、議案第30号「令和6年度森町国民健康保険特別会計予算」、議案第31号「令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第33号「令和6年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第34号「令和6年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」、議案第35号「令和6年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」、議案第36号「令和6年度森町水道事業会計予算」、議案第37号「令和6年度森町公共下水道事業会計予算」、以上議案14件であります。

付託された議案審査のため、去る3月11日、12日、13日の三日間で委員会を開催し、審査を行いました。

その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月11日、午前9時30分、議員控室において委員全員の出席、当局より副町長出席のもと、委員会を開会しました。

副議長、副町長の御挨拶をいただいたのち、付託の議案審査に先立ち、北部配水池外3か所の現地視察を行いました。

現地において、担当課職員から説明を受けた後、役場委員会室に戻り、審査の方法を確認後、まず、上下水道課所管事項の審査に入りました。

議案第14号「森町水道事業供給条例の一部を改正する条例について」及び議案第15号「森町簡易水道供給条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

水道整備・管理行政について、厚生労働省から国土交通省に移管されることがだが、補助金などの対象に変化はあるのかとの問いに、水道が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象に加えられることになり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の財政援助の対象

になるとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第29号「令和6年度森町一般会計予算にかかる上下水道課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

上水道安全対策事業繰出金43,800千円の内訳はとの問いに、北部配水池改修工事費1億7,270万円のうちの25パーセントの4,310万円と、北部配水池改修工事管理業務委託料280万5,000円の25パーセントの70万円であるとの答弁でした。

さしたる質疑もなく、次に、議案第33号「令和6年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」から議案第35号「令和6年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」までを一括議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

三倉簡易水道の公債費についてなぜ増加しているのかとの問いに、令和4年度の台風15号による災害復旧にあてた企業債の借入れの令和6年度元利償還分が111万6,000円で、貸付金額990万円の10年償還を予定しており、令和14年度までの返済となるとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第36号「令和6年度森町水道事業会計予算」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

工事請負費の中の町道駅南区画3号線外4路線配水管布設替工事の詳細はとの問いに、場所は北見公園付近で、100ミリから50ミリの配水用ポリエチレン管が413メートル、50ミリの水道用ポリエチレン管が172メートルで総延長が約600メートルとなる。なお、来年度は3年計画の最終年になるとの答弁でした。

収益的収入について、水道料金の改定でどのような変化があったかとの問いに、令和4年度上半期と令和5年度上半期の給水収益の比較をする中で、12.7パーセントの増額となっており、水道料金改定の影響であると考えられるとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第37号「令和6年度森町公共下水

道事業会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

現状の下水道接続率はどうかとの問いに、令和4年度末現在で60.6パーセントとなっており、令和5年度現在では、もう少し上がっている予測をしているとの答弁でした。

ストックマネジメント計画策定委託料30,000千円についての詳細はとの問いに下水道施設の老朽化の進展状況を予測し、下水道施設全体を計画的効率的に管理していくもので、優先順位を付けて点検や改修を実施していくための計画策定のための予算であるとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で上下水道課にかかる審査を終了しました。

次に、住民生活課所管事項の議案第29号「令和6年度森町一般会計予算にかかる住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

マイナンバーカードの交付率はどうかとの問いに、令和6年2月18日現在の交付率は82.73パーセントで、人数は1万4,420人。なお、役場職員のマイナンバーカード交付率については、90パーセント以上であるとの答弁でした。

コンビニでの証明書交付の実績はどうかとの問いに、令和4年12月26日に開始して以来、月平均の交付率は、住民票は28.8パーセント、印鑑証明書は32.3パーセントになっており、その後も増えているとの答弁でした。

広域行政組合ごみ処理施設費分担金について、ごみを減らす努力はしているかとの問いに、ごみの種類の中でも可燃ごみについて、一番経費がかさんでおり、環境にも負担がかかる。中でも生ごみに含まれる水分をできるだけなくすことが必要なことから、生ごみ処理機の購入費補助制度を設けており、毎年20件ぐらいの実績がある。また、研修会等へ参加し学んだことを、ごみ削減などの出前講座として町民に啓発をしており、今後も継続していく

との答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第30号「令和6年度森町国民健康保険特別会計予算に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

被保険者数が減っているとのことだったがその推移はとの問いに、令和4年度の平均が4,103人、推計値となるが令和5年度が3,908人で、令和6年度が3,756人の予測であるとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第31号「令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とし、質疑に入りました。

被保険者の平均の人数推移はとの問いに、令和3年度が3,199人、令和4年度が3,227人、令和5年度が1月現在で3,296人となっており、増加傾向にあるとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で住民生活課にかかる審査を終了し、1日目は散会しました。

3月12日、午前9時30分から、委員会室にて委員全員の出席、当局から町長同席のもと、税務課所管事項の審査に入りました。

最初に、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算にかかる税務課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

森林環境税システム改修業務委託料8,107千円と、定額減税対応システム改修業務委託料6,127千円についての内容は、また、国・県からの改修についての補助金はないのかとの問いに、森林環境税システム改修業務委託料は、3月1日から株式会社日立システムズとの契約が始まっており、当初賦課に間に合うよう進めている。定額減税対応システム改修業務委託料は、納税者本人の令和6年度分の個人住民税にかかる合計所得金額が1,805万円以下である令和6年度分の個人住民税について、納税者本人が1万円、控除配偶者又は扶養親族一人当たり1万円を特別控除するためのシステム改修である。なお、両方とも国・県からの補助金はなく、一般財源を充当しているとの答弁でした。

コンビニ収納等手数料887千円の件数はとの問いに、合計でコンビニ収納を1万2,000件で見積り、ペイペイなどのスマホ決済を1,500件で見積もっている。基本料金が毎月3,300円で、1件62.7円の事務手数料がかかるとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第30号「令和6年度森町国民健康保険特別会計予算にかかる税務課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、以上で税務課に係る審査を終了しました。

次に建設課所管事項の議案第28号「森町道路線の認定について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

宮代西10号線は町道認定後に整備を進めるとのことだが、延長、幅員はどのくらいあるのか、また、事業計画はとの問いに、町道認定延長は214メートル、幅員は3メートルから10メートルとしているが、車道としての幅員は3メートルで、既存道路との取り付け部分が10メートルである。

事業計画については、全体延長は450メートルで、令和6年度は測量設計と用地測量、用地買収を行い、令和7年度と令和8年度で工事を進めていく予定であるとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

交通安全対策事業（森・天宮地区）の新田赤松線について、現状はどうかとの問いに、令和12年までの計画で、第1工区と第2工区に分かれている。第1工区は、26件中25件が契約済みである。

第2工区は、今年度3筆と補償3件の契約を予定しており、残りは35件分になっているとの答弁でした。

橋梁^{りょう}長寿命化修繕計画更新業務委託料8,800千円の内容と、どのような基準で修繕を進めているかとの問いに、町道で管理している橋りょうは285橋あり、令和5年度末で5年に一度の点検が、2巡目を完了することから、計画を更新するものである。

修繕基準としては、点検結果の判定がⅢとなった場合は、5年以内に修繕を実施しており、その他の橋りょうについては、長寿命化計画の中で、損傷状況や重要度などから優先順位を決定し、予防保全として修繕し、橋りょうの長寿命化を図っていくとの答弁でした。

森町立地適正化計画改定業務委託料21,000千円について、計画の内容はとの問いに、この計画には防災指針を記載することが定められたことから、令和6年度・令和7年度に見直しを行う。また、遠州の小京都リノベーション推進計画の一つの事業として旧周智高校跡地周辺整備事業の財源確保のため、防災指針の基礎資料として準用河川第2小蘗^{やぶ}川水系への流入水路調査も併せて行っていく。総延長6,740メートルの水路の現状を調査し、冠水被害の原因を特定して詳細設計を実施し、水路改修事業につなげる予定であるとの答弁であった。

他に質疑はなく、以上で、建設課に係る審査を終了しました。

次に、定住推進課所管事項の議案第13号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

裁量階層の拡大緩和が図られ、条例の公布日以降の施行となるが、3月募集には適用されないのかとの問いに、入居決定が条例施行日以降になった場合は、適用することになる、また、現在居住している入居者の中で1世帯が裁量階層の拡大対象となるとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る定住推進課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

VRクラウド使用料198千円と、移住マッチングWebサービス使用料についての内容はとの問いに、VRクラウド使用料とは、360度カメラで撮影したものをインターネット上にあげ、間取りや内装キッチンやお風呂など、インターネットでリアルに見学で

きるソフトを活用するためのクラウド使用料である。

また、移住マッチングWebサービス使用料は、TOPPAN株式会社が運営するプラットフォームに登録し、直接移住希望者につながるためのサイトの使用料であるとの答弁でした。

集落×移住者マッチング事業委託料の詳細はとの問いにNPOふるさと福井サポートセンターへの委託料であり、移住地域ルールブック作成のアドバイス業務委託料と、移住定住促進モデル地区指定や空き家と移住者のマッチングツアー企画業務などの委託内容を予定しているとの答弁でした。

人をつなぐ関係人口創出事業補助金3,000千円の内容はとの問いに、町中の複合施設「ピーシーズ」、鍛冶島のお試し中長期移住体験住宅、空き家を人の集まる施設に生まれ変わらせた鍛冶島の「たまどん」の合計3件へそれぞれ100万円ずつの補助金であるとの答弁でした。

地域おこし協力隊の二人が任期満了を迎えるが、採用の予定はどうかとの問いに、現在二人の募集をしており、書類選考、二次選考と進めているところである。なお、3月に退任する佐野隊員は、天方でゲストハウスを起業する予定で、6月に退任予定の横山隊員は、二人目の移住コーディネーターとしての委嘱を考えているとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で定住推進課の審査を終了し、2日目は散会しました。

3月13日、午前9時30分から、議員控室にて委員全員の出席、当局から町長同席のもと、産業課所管事項の審査に入りました。

議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）」及び議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）」の議案2件を一括議題とし、担当課職員より補足説明を受けたのち、質疑に入りました。

指定管理者の株式会社アマガタの利益は、どのように処理されているのかとの問いに、吉川キャンプ場、天方宿泊施設の指定管

理は、指定管理料として町から支払っているわけではなく、その施設の使用料で運営していただいているとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第29号「令和6年度森町一般会計予算に係る産業課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けたのち、質疑に入りました。

食肉センター再編事業負担金5,442千円の金額の根拠はとの問いに、負担金算出時の整備事業費の総額が70億7,000万円で、国が31億6,000万円、県が34億5,000万円、各市町が4億6,000万円の負担となっており、市町分は静岡県内の関係する24市町に割り振られている。なお、今後、物価高騰等の影響により、事業費の増加が見込まれている。現在、食肉センターは静岡県に2か所あり、浜松食肉センターは浜松市が管理しており、小笠食肉センターは経済連が管理をしているとの答弁でした。

県営事業の経営体育成樹園地再編整備事業について、向天方と中川の負担金の事業内容はとの問いに、向天方は負担金20,000千円で、総事業費は1億5,700万円、受益面積は、宝太寺の上にある茶園5.4ヘクタール、農作業道路として600メートルで、排水路としては100メートルの規模である。舗装については、基本アスファルトで、傾斜がきついところは部分的にコンクリート舗装にする。中川地区は、負担金4,000千円で、総事業費は2,000万円、180メートルの幹線道路と、120メートルの支線道路の整備となるとの答弁でした。

森町産業立地奨励事業費補助金3,000千円について、金額の根拠はとの問いに、森町に新たに進出したり工場を拡大したりした企業に、固定資産税及び都市計画税の合計金額を最大3年間交付する事業であり、上限3,000千円とする。令和6年度は、株式会社松井梱包1社が2年目の申請を予定しており、企業誘致施策として周辺市町にも劣らない補助金額で上限額を設定しているとの答弁でした。

森町の商工業を元気にする事業補助金の内容はとの問いに、こ

の補助金は、森町商工会が実施する事業への補助金である。

一つ目は販売促進強化支援事業で、商工会員の県内外での出店 P R を支援するもので90万円、二つ目は中小企業等経営支援研修事業として、研修会の実施に対する補助で40万円、三つ目は産業祭出店促進のための出店料に対する補助で10万円、四つ目は商工会青年部が開催する婚活イベントへの支援で40万円であるとの答弁でした。

遠州の小京都推進費の中の森町の舞楽動画制作業務委託料1,800千円について、詳細はとの問いに、今まで舞楽について記録としての動画はあったが、P R に使う素材としての動画がないため、P R に活用できる魅力的な動画を作成する委託料であるとの答弁でした。

遠州森町前観光案内板撤去工事と目隠しフェンス設置工事について、どのような考えで工事を行うのかとの問いに、森駅前的大型看板が、老朽化により傷んでおり、色も薄くなっているため、修繕するよりも台風時の危険を考慮して撤去し、民家の目隠しとして2メートルぐらいの高さのフェンスを設置する。観光案内看板の整備としては、今後遠州の小京都リノベーション推進計画の中の森駅前の整備について検討していくとの答弁でした。

森町体験の里アクティ森の屋根の修繕について、今後も修繕は続いていくのかとの問いに、修繕計画を作って進めており、屋根の修繕については、体験センターの事務所の屋根修繕がまだ残っており、令和8年度で完了予定であるとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で産業課の審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。

審議した議案14件の採決の結果は、次のとおりです。

議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号の14議案について

は、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、令和6年3月森町議会定例会において第二常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。

議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 以上で、常任委員会の報告を終わります。
これから委員会の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西 田 彰 君) アクティ森に関して意外と質問が少なかったようですけども、これ以外に何かありましたか。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子 君) その他にも多く質疑がございましたが、今すぐにその内容をとわれましても時間が欲しいです。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

ここでしばらく休憩します。

(午前10時29分 ～ 午前10時40分 休憩)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから各議案に対する討論・採決を行います。

この討論・採決は、1件ごとで行います。

日程第1、議案第4号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

	これから議案第4号を採決します。
	本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
議 長	(起 立 全 員)
	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
	したがって、議案第4号は、可決されました。
	日程第2、議案第5号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
	討論はありませんか。
議 長	(発言する者なし)
	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
	これから議案第5号を採決します。
	本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
議 長	(起 立 全 員)
	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
	したがって、議案第5号は、可決されました。
	日程第3、議案第6号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
	討論はありませんか。
議 長	(発言する者なし)
	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
	これから議案第6号を採決します。
	本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
議 長	(起 立 全 員)
	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

議 長	したがって、議案第 6 号は、可決されました。 日程第 4、議案第 7 号「森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし) (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第 7 号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
議 長	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 全 員) (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 7 号は、可決されました。 日程第 5、議案第 8 号「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について」の討論を行います。
議 長	討論はありませんか。 (発言する者なし) (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第 8 号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
議 長	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 全 員) (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 8 号は、可決されました。 日程第 6、議案第 9 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の討論を行います。
	討論はありませんか。 (発言する者なし)

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第9号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第9号は、可決されました。 日程第7、議案第11号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第11号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第11号は、可決されました。 日程第8、議案第12号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第12号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

		したがって、議案第12号は、可決されました。 日程第9、議案第13号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第13号を採決します。 本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第13号は、可決されました。 日程第10、議案第14号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第14号を採決します。 本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第14号は、可決されました。 日程第11、議案第15号「森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

	これから議案第15号を採決します。
	本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
	(起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
	したがって、議案第15号は、可決されました。
	日程第12、議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
	討論はありませんか。
	(発言する者なし)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
	これから議案第16号を採決します。
	本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
	(起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
	したがって、議案第16号は、可決されました。
	日程第13、議案第17号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
	討論はありませんか。
	(発言する者なし)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
	これから議案第17号を採決します。
	本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
	(起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

		したがって、議案第17号は、可決されました。 日程第14、議案第24号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第24号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第24号は、可決されました。 日程第15、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について(森町吉川キャンプ場)」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第26号を採決します。 本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第26号は、可決されました。 日程第16、議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について(森町天方宿泊施設)」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

	これから議案第27号を採決します。
	本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
議 長	(起 立 全 員)
	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
	したがって、議案第27号は、可決されました。
	日程第17、議案第28号「森町道路線の認定について」の討論を行います。
	討論はありませんか。
議 長	(発言する者なし)
	(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
議 長	(起 立 全 員)
	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
	これから議案第28号を採決します。
	本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
議 長	(起 立 全 員)
	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
	したがって、議案第28号は、可決されました。
	日程第18、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算」の討論を行います。
	討論はありませんか。
	11番、西田彰君。
	登壇願います。
11番議員	(西 田 彰 君) 11番、西田彰でございます。
	議案第29号「令和6年度森町一般会計予算」に反対の立場から討論いたします。
	当初予算は過去最高となる歳入歳出9,713,000千円の当初予算

となっていますが、歳入においては、町民税、法人税、固定資産税、環境性能割及び都市計画税において、前年より9,200万1,000円の減であり、わずかにたばこ税においては3,000千円の増となっています。

町税は、経済状況に影響を受けるものですから、一喜一憂するものではありませんが、住宅建設や企業進出が進まないことは懸念材料ではないでしょうか。

歳出においては、遠州の小京都リノベーション推進計画事業、旧児童館・旧静銀森町支店跡地周辺地域の整備基本計画及び旧周智高校跡地とその周辺の公園基本計画や交流の推進、シティプロモーション戦略の具体化が予算立てされています。

水を差すようではありますが、全国の小京都会議加盟町において退会、もしくは小京都は名乗らない市町があるようです。

森町でも、今後のリノベーション推進計画期間の10年・11年間に10から12億円を必要とするようですが、一度立ち止まって、メリット・デメリットの検証が必要と考えます。

ふるさと納税事業が伸びていますが、新しい魅力ある返礼品の開発、発掘の支援及び森町の特産品などを使った6次産業化による商品化と具体策が見えません。

体験の里コンサルティング業務委託料体験の里に関しては、10年ほど以前から運営自体に疑問が出されてきたと思います。

あり方自体を根本から見直すくらいの助言・提案でなければ300万円を捨てるようなものだと思います。

移住定住予算、災害復旧は進めなければなりません。

子育て世帯への支援や教育関連支援は評価できますが、まちづくりりスタートアップ予算であるならば、あれもこれもではなく、これがメインの政策だと言えるものが欲しいと考えます。

以上申し上げまして、令和6年度当初予算に対する反対討論といたします。

議員各位の御賛同をお願いをいたしまして、私の討論を終わり

議長

ます。

(吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

登壇願います。

3 番議員

(佐 藤 明 孝 君) 令和 6 年度一般会計当初予算成立について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和 6 年度一般会計当初予算については、前年度対比プラス 572,000 千円の増額となっています。

本予算は、第 9 次森町総合計画「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」実現のため、六つの基本柱、1、保健・医療・福祉、みんなで助け合う健やかなまち、2、教育・文化、先人に学びみんなで育むまち、3、活力・情報発信、交流が盛んでにぎわうまち、4、産業振興、活気あふれる産業のまち、5、安心・安全、いつまでも暮らせるやすらぎのまち、6、自然環境、豊かな自然があふれるまちに沿った予算であり、また町長の三つのまちづくりと六つの政策の実現を目指して編成された予算として提出されています。

これら基本柱に沿った主だった予算を見ますと、1、保健・医療・福祉では、障害福祉サービス費等給付事業に 288,180 千円、児童手当費に 221,210 千円等が、2、教育・文化では、幼稚園預かり保育事業に 13,704 千円、英語教育推進事業（JET プログラムを含む）に 36,094 千円、特別支援教育支援充実費に 23,532 千円、小学校・中学校 ICT 推進事業に合計 3,264 万 8,000 円等が、また給食材料費にも 82,145 千円等が予算化されております。

さらに 3 の活力情報発信では、ふるさと納税推進事業に 350,000 千円、住もうよ新婚さん応援金に 9,000 千円、地域おこし協力隊活動費に 16,186 千円、体験の里指定管理委託料に 35,200 千円。

そして、4 の産業振興では、茶業振興協議会補助金に 6,000 千円、食肉センター再編事業費負担金に 5,442 千円、多方面機能支払交付金事業に 10,701 千円。さらに、町単独林道新設改良工事に

29,934千円、さらに中小企業コスト削減支援事業補助金に10,000千円、そして工業団地基盤強化事業に63,570千円。

そして、5の安心・安全では、防犯カメラ設置補助金に1,000千円、バス路線維持事業に26,698千円、建築物等耐震化促進事業費補助金に34,203千円、町単独道路改良事業（辺地対策を除く）に202,552千円。

さらに6の自然環境では、不燃物収集運搬業務委託料に33,668千円、そして、浄化槽設置整備事業費補助金に17,154千円がそれぞれ計上されております。

これらの予算編成は、国や県からの支出金並びに地方債、それに森町からの一般財源等を原資として編成されたものでございます。

本予算編成は冒頭に掲げた心とらぐ森町実現のためのスタートアップとしての位置づけでもあります。

これら予算を従来通り、適正執行することによって、今現在、森町が抱える課題、人口減少の抑止、企業誘致の促進、その他にもいろいろございますけれども、主だったものこの二点の解消につながるものと考えます。

令和6年度一般会計当初予算は、理想と現実のギャップを埋めるために、まさに森町を活性化するために必要な予算と考えます。

したがって、議員各位におかれましては、ただいま私が申し上げたことについて、御理解をいただき、予算成立に御賛同いただきますようお願い申し上げ、私の賛成討論を終了いたします。

御清聴ありがとうございました。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）他に討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する第一常任委員会及び第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

議長	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 多 数) (吉 筋 恵 治 君) 起立多数です。 したがって、議案第29号は、可決されました。 日程第19、議案第30号「令和6年度森町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。
議長	討論はありませんか。 (発言する者なし) (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第30号を採決します。 本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。
議長	本案を決定することに賛成の方は、起立願います。 (起 立 全 員) (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第30号は、可決されました。 日程第20、議案第31号「令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。
11番議員	討論はありませんか。 11番、西田彰君。 登壇願います。 (西 田 彰 君) 11番、西田彰でございます。 議案第31号「森町後期高齢者医療特別会計予算」に反対の立場から討論いたします。 元々この後期高齢者医療特別会計は、65歳以上、被保険者の高齢者をさらに前期・後期と色分けし、負担割合に応じて被保険者から徴収し、広域連合に予算歳出の約96パーセントを納めるものであります。 2年ごとの保険料改定に当たる令和6年度・令和7年度は激変、激減緩和措置があるとはいえ、年額の一人当たり平均保険料

は7万1,672円から8万1,790円と1万118円の引き上げです。

40歳から64歳の現役世代の負担を抑えるためと言われますが、実際には現役世代の抑制は数百円程度の軽減と言われ、物価が上がり、大企業での給与引き上げは見られるものの、中小企業の賃上げが進むかは、見通せない状況です。

このような状況の中にあっても、政府年金機構はマクロ経済スライドを導入し、年金の引き上げを抑えています。

森町においても、対象となる後期高齢者に負担をかける令和6年度後期高齢者医療特別会計予算には、反対せざるを得ません。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

登壇願います。

5 番議員

(川 岸 和 花 子 君) 5 番、川岸和花子です。

ただいま議題に上がっております森町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

こちら高齢者医療につきましては、毎年人数が増加しているという点から、賦課総額の算定をし直して保険料として集めるべき金額としての賦課総額1,251億円が令和6年度・令和7年度の歳入総額の保険料必要額、そして予定収納率から割り出されております。

これからの高齢化社会の時代におきまして、この高齢者医療特別会計での全体のバランスからの創出された医療費の改定等を判断いたしまして、賛成といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 多 数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立多数です。

したがって、議案第31号は、可決されました。

日程第21、議案第32号「令和6年度森町介護保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第32号は、可決されました。

日程第22、議案第33号「令和6年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第33号は、可決されました。

議	長	日程第23、議案第34号「令和6年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし) (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第34号を採決します。 本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
議	長	(起 立 全 員) (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第34号は、可決されました。 日程第24、議案第35号「令和6年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。
議	長	討論はありませんか。 (発言する者なし) (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第35号を採決します。 本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
議	長	(起 立 全 員) (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第35号は、可決されました。 日程第25、議案第36号「令和6年度森町水道事業会計予算」の討論を行います。
議	長	討論はありませんか。 (発言する者なし) (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第36号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第36号は、可決されました。

日程第26、議案第37号「令和6年度森町公共下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第37号は、可決されました。

日程第27、議案第38号「令和6年度森町病院事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第38号は、可決されました。

12番議員

日程第28、請願第1号「パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦と人道支援を国に求める意見書の提出」を求める請願を議題とします。

本請願は、3月7日の本会議において、第一常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

第一常任委員会委員長、亀澤進君。

登壇願います。

(亀澤 進 君) 第一常任委員会、亀澤進です。

第一常任委員会委員長報告をいたします。

去る3月7日の本会議において第一常任委員会に付託されました請願は、請願第1号「パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦と人道支援を国に求める意見書の提出」を求める請願、以上1件であります。

3月13日、16時から、委員会室において委員全員の出席、当局から副町長、総務課職員出席のもと、委員会を再開し、審査に入りました。

紹介議員から説明を受け、質疑に入りました。

請願の提出日が2月22日となっているが、この2日前の2月20日に、国連において、日本政府は即時停戦決議に賛成という立場を示した。このときアメリカが拒否権を発動したため、決議は流れてしまったが、日本政府としては既に即時停戦を表明している。そのため、この内容で意見書を出す必要があるのか疑問である。

これを出すことによって、特別に何かあるのかとの問いに、何かあるという問題ではないと思っている。とにかく、今の状況は全く解決せず、良い方向には行っていない。そのような中で、日本政府はもっと積極的にさまざまな外交努力をしてもらいたい。国連ではアメリカに拒否権を行使されたが、日本政府が各国政府へ積極的に働きかけることも必要だと思っているとの答弁でした。

請願趣旨が三点あり、一つ目の即時停戦を求める部分はよく分かるが、残りの人道支援については、理解が難しく、現在の詳しい状況も分からないため判断できないとの意見も出ました。

さしたる質疑もなく、以上で付託された請願の審査を終了し、討論を省略し、採決に入りました。

採決の結果は、賛成少数で、請願第1号「パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦と人道支援を国に求める意見書の提出」を求める請願については、不採択すべきものと決しました。

以上が、請願第1号の審査の経過と結果であります。

議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。

以上で、委員長の報告を終わります。

議長

(吉 筋 恵 治 君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

11番、西田彰君。

登壇願います。

11番議員

(西 田 彰 君) 11番、西田彰でございます。

森町の中からこのような声が出た、そういうことに私は非常に嬉しく思っています。

今のパレスチナとイスラエルの状況は本当に深刻な状況です。

そういった中で、小さい声ではありますが、この森町議会から意見書が提出される、このことに本当に大きな意義があると私は考えておりました。

しかし、委員会の中では、少数の賛成者ということで否決され

る方向となりました。非常に残念です。

過去の日本の大きな戦争の中で、本当に多くの人々が亡くなり、またその中には一般市民がたくさん含まれておりました。

二度と戦争はしないという憲法9条のもとで、日本が歩んできた中で、今世界情勢は非常に混とんとしています。

昨日は、ロシアにおいて大きなテロがありまして、たくさんの方が亡くなりました。これによって、さらに世界の状況は、余談のできない状況になってまいります。そのときに、日本がどのような立場に立つか、これが大きく問われています。

私たちがこの意見書を提出することによって、今の世界の危うい状況に少しでも待ったをかける。これはなかなか大変なこととは思いますが、声を届けることによって政府に動いてもらいたいこの気持ちを、ぜひ皆さん分かってもらいたい、このように思います。

今の状況は本当に厳しく、本当に人間としても、耐えられない状況であるということを、今一度考えていただければと思っております。

どうぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決しています。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 少 数)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

日程第29、陳情第1号「フリースクール等を利用する子ども達に対する支援を国に求める意見書」の提出を求める陳情を議題と

します。

本陳情は、３月７日の本会議において、第一常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

第一常任委員会委員長、亀澤進君。

登壇願います。

12番議員

（ 亀 澤 進 君 ） 第一常任委員会、亀澤進です。

第一常任委員会委員長報告をいたします。

去る３月７日の本会議において第一常任委員会に付託されました陳情は、陳情第１号「フリースクール等を利用する子ども達に対する支援を国に求める意見書」の提出を求める陳情、以上１件であります。

３月１３日、１４時１５分から、委員会室において委員全員の出席、当局から副町長、教育長、学校教育課職員出席のもと、委員会を再開し、審査に入りました。

森町における不登校の状況はどうかとの問いに、年間欠席日数が３０日以上の子どものうち、病気や経済的な理由の者を除いたものを、不登校としてカウントをしている。

直近の数字では、小学校１８人、中学校２３人の合計４１人が不登校児童生徒数であり、全児童生徒数の３．３パーセントを占めている。

森町としては、教育支援センターわかばを設置して、その中で一部の児童生徒を支援させていただいている。また、フリースクールに通っている児童生徒は、小学校で一人、中学校で一人の合計二人がフリースクールに通っている状況である。

なお、児童生徒数は減ってはきているが、逆に不登校児童生徒数のパーセンテージは増えてきている状況であり、また、小学校から中学校と上の学年になるにつれて増加している。社会の中で様々な受け皿ができていることから、学校へ行く以外の選択肢も増えてきていることも影響していると考えたとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で付託された陳情の審査を終了し、討論

を省略し、採決に入りました。

採決の結果は、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上が、陳情第1号の審査の経過と結果であります。

議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものと決しています。

陳情第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、陳情第1号は、採択とすることに決定しました。

日程第30、発議第1号森町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (吉 筋 恵 治 君) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

議 長	(「異議なし」と言う者多数) (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。 これから発議第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(「異議なし」と言う者多数) (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。 したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。 日程第31、政策提言の検証・評価の提出についてを議題とします。 政策提言の検証・評価をサイドブックス掲載のとおり、町長へ提出したいと思います。 御異議ありませんか。
議 長	(「異議なし」と言う者多数) (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。 したがって、サイドブックス掲載のとおり提出することに決定しました。 日程第32、提言書の提出についてを議題とします。 提言書の提出について、経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。 第一常任委員会副委員長、加藤久幸君。 登壇願います。
7 番議員	(加 藤 久 幸 君) 第一常任委員会副委員長の加藤久幸でございます。 提言書を読み上げさせていただきます。 森町議会では、人口減少問題をテーマに第一常任委員会を開催し、調査研究を進めてまいりました。 本年度も引き続き、住民要望を聞く意見交流会の実施や先進地の視察を行いました。 また、令和4年度に提言した項目の検証評価する中で、新たな提言1件を提言書として取りまとめましたので、町政に反映して

議 長
3 番議員

いただきますようよろしくお願いいたします。

提言書、提言22、「防災対策について」。

近年、地球温暖化の影響とされる記録的な豪雨が頻発している。
それに伴い、大規模な災害も頻発し、町民の不安が募っている。
不安解消の一助となるよう、特に以下に掲げる点について対策
を講じること。

洪水浸水想定区域内における避難手段の確保。

山間部等孤立する可能性のある地域集落の避難手段の確保。

豪雨前、豪雨中、豪雨後における適切な情報収集と情報公開。

主要道路の寸断に備えた迂回路^うの整備、以上1件でございます。

よろしくお願いいたします。

(吉 筋 恵 治 君) 第二常任委員会副委員長、佐藤明孝君。
登壇願います。

(佐 藤 明 孝 君) 第二常任委員会副委員長の佐藤明孝でござ
います。

それでは提言書の提出をよろしくお願いいたしますと思います。

読み上げます。

森町議会では、人口減少問題をテーマに第二常任委員会を開催
し、調査研究を進めてまいりました。

本年度も引き続き住民要望を聞く意見交流会の実施や先進地の
視察を行いました。

また、令和4年度に提言した項目の検証評価する中で、前年度
提言を改めたものと、新たな提言1件を提言書として取りまとめ
ましたので、町政に反映していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは引き続いて提言書を読まさせていただきます。

提言2、改、「企業誘致への取組について」。

町では遊休地や工場跡地等を中心に、企業誘致や雇用の創出に
取り組んでいるが実績が見られない。

東名・新東名を活かしたまちづくりとして町が積極的に介入

し、「森掛川 I C 周辺」・「遠州森町 P A 周辺」・「中川下工業団地周辺」等への企業誘致が達成できるよう、以下を提言する。

一つ、森町企業立地プロジェクト会議・プロジェクトチームの進捗を定期的に公表すること。

二つ、遠州森町 P A 周辺等の農地の転用を進め、企業誘致に努めること。

三つ、町長・副町長がトップセールスを行い、誘致目標を達成すること。

提言13、改、「鳥獣被害対策」。

町では、野生鳥獣による農林作物の被害防止のため、さまざまな対策に取り組んでいるが、近年は鹿による被害が多く、町民も苦慮しているため、早急な被害対策が必要である。

そこで、以下を提言する。

一つ、鹿等の高さに対応するため、被害防止対策の電気柵等の購入補助金を補助率3分の2まで引き上げること。

二つ、カモシカの生息数は調査されているが、被害状況の調査についても積極的に進め、必要があれば県の対策市町に登録し、捕獲も視野に計画を進めること。

三つ、猟友会の高齢化による後継者不足への対応を継続して努めること。

提言19、改、「農業振興の取り組みについて」。

近年茶をはじめとした農作物の価格低迷により、町の農業が停滞している。

荒廃農地解消を含め、後継者育成と収益の上がる農作物への転換が必要である。

それぞれの地域の特性を踏まえ、以下を提言する。

一つ、収益の上がる農産物への転換（中山間地域・南部地域）を検討し、農業振興を図ること。

二つ、新規就農者を増やしていくために、研修制度や農業指導実習を設けて育成に努めること。

三つ、森町の農産物を利用した6次産業化を進めること。

提言20、改、「住宅政策について」。

人口減少が急速に進み、対策が必要である。

森町として、移住者の確保のため、現状を把握した上で、民間事業者と連携して新たな住宅政策を進めること。

また、継続して移住定住の促進を図るよう、以下を提言する。

一つ、若い家族が求めやすい価格帯の土地・建物の住宅政策を進めること。

二つ、民間事業者と連携したPFI住宅の取組を進めること。

三つ、「どうする空き家決断シート」を普及させ、空き家・空き地利活用の推進を図ること。

提言21、「小規模飲料水供給施設支援について」。

山間部の小規模飲料水供給施設では、利用戸数も減り各戸の負担が増え、高齢化により維持管理にも苦勞している。

安心・安全の水を確保する平等性の点からも対策が必要と考えることから、以下を提言する。

一つ、現状の補助制度の上限金額の引き上げ及び補助率を3分の2へ引き上げること。

以上を提言として、当局に提出をいたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 提言書は、サイドブックス掲載のとおり、町長へ提出したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、サイドブックス掲載のとおり提出することに決定しました。

日程第33、第一常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定に

よって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と言う者多数 ）

議長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第34、第二常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と言う者多数 ）

議長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第35、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

議	長	(「異議なし」と言う者多数) (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。 ここで、暫時休憩します。
議	長	(午前 1 1 時 4 3 分 ～ 午前 1 1 時 4 4 分 休憩) (吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 お諮りします。 町長から、議案第39号と議案第40号、及び議員から発議第 2 号が提出されました。 これを日程に追加し、追加議事日程、第 4 号の追加 1 の第 1、追加 1 の第 2 及び追加 1 の第 3 として、議題にしたいと思います。 御異議ありませんか。
議	長	(「異議なし」と言う者多数) (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。 議案第39号と議案第40号及び発議第 2 号を日程に追加し、第 4 号の追加 1 の第 1、追加 1 の第 2 及び追加 1 の第 3 として、議題とすることに決定しました。 追加議事日程、第 4 号の追加 1 の第 1、議案第39号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。
議	長	(職 員 朗 読) (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町	長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第39号「森町税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。 本案は、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震災害に対応するため、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 2 月 21 日に公布されたことに伴い、こ

れに関連する規定について、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容について、御説明申し上げます。

能登半島地震による災害は、広範囲において、住宅、家財や生計の手段に甚大な被害を生じており、かつ、発災日が1月1日と令和5年分の所得に基づいて課税する令和6年度住民税の所得算定期間に極めて近接していることなどを勘案し、臨時・異例の対応として、令和5年分の所得に対して、その災害による納税者並びに生計を一にする配偶者及び親族の資産の損失を雑損控除の適用対象として特例を設けるものであります。

また、この特例の適用を受けた場合には、損失額が重複しないよう損失が生じた年にその損失が生じなかったものとみなすものであります。

そのほか、所要の改正を行うものであります。

なお、この特例を受ける受けないにかかわらず、その年の所得金額から控除しきれない損失額がある場合には、通常、翌年以後、最大3年間まで所得金額から控除することができますが、この災害は、国の指定を受けたことにより、翌年以後、最大5年間まで所得金額から控除することができることとなっております。

今後、住民税の賦課期日であります1月1日時点で、被災された人がやむを得ず、当町に避難された場合であっても適切に対応できるよう改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 追加議事日程、第4号の追加1の第2、議案第40号「令和5年度森町一般会計補正予算（第13号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長

(太田 康雄 君)ただいま上程されました、議案第40号「令和5年度森町一般会計補正予算(第13号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,557千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,933,989千円とするものでございます。

今回の補正は、消防費の袋井市森町広域行政組合消防分担金を増額するものでございまして、消防職員の人件費や、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震への緊急消防援助隊派遣に伴う経費、及び、中東遠指令センターに設置しております森町の同報無線遠隔制御卓の非常用電源装置修繕に係る経費として計上するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、9款1項1目常備消防費7,557千円につきましては、袋井市森町広域行政組合消防分担金でございまして、現予算に不足する額を補正するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、11款1項1目地方交付税6,000千円につきましては、特別交付税でございまして、見込まれる交付額の一部を計上するものでございます。

20款1項1目繰越金1,557千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

以上が、「令和5年度森町一般会計補正予算(第13号)」の内容でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) ここで、しばらく休憩します。

(午前11時53分 ～ 午後 1時00分 休憩)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に、引き続き会議を再開します。

追加議事日程、第4号の追加1の第1、議案第39号「森町税条

例の一部を改正する条例について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

この能登半島地震の被害に遭った人が、その被害額を雑損控除という形で、控除してもらえるとということだと思うのですが、その金額をどのように出すのかなと思ったので、その金額の出し方がどうなのかなと思ったのと、特に生計の手段についての出し方等があるのか、また所得の上限もしくは制限というのがあるのかをお聞きします。

議 長
税務課長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

(鳥 居 孝 文 君) 税務課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

住宅や家財の損害金額をどのように計算するかですけれど、住宅や家財については、それぞれ取得価格が明らかな場合と明らかなではない場合の二通りの計算方法があります。

取得価格が明らかな場合は、取得価格から減価償却費を除いた額に被害割合を掛けた額となります。

取得価格が明らかなではない場合には、住宅では、国から示されている地域別構造別の1平方メートル当たりの工事費に総床面積を掛け、その額から減価償却表除いた額に対して、被害割合を掛けた額になります。

家財は、国から示されている家族構成別家財評価額に対して評価割合を掛けた額となります。

あと、車両につきましては、自ら通勤などに使用しているなど、生活に通常必要な資産と認められる場合につきましては、対象となります。その場合は取得価格から減価償却費を除いた額に対して、被害割合を掛けた額となります。

もう一点ですが、上限の基準があるかということですが、この資産の所有者は納税者ということで、その納税者自体には所得の

議 長
5 番議員

上限というものがございません。

ただ生計を一にする配偶者やその親族が所有する資産につきましては、その人の所得金額が48万以下の方がこの納税者に合算して計算できるような形になります。以上でございます。

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 国の評価基準があるということが分かりました。

この生計の手段ということについてはどうでしょうか。

例えば何か保険で出たとかということがあればどうなのかと思います。

議 長
税務課長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

(鳥 居 孝 文 君) 生計の手段ということであれば、例えば、事業を行っている人がいるかと思います。

その人につきましては、今回の雑損所得については算入はできませんが、生計の手段として事業を行っている人につきましては、事業用資産や棚卸資産など被害を受けた場合、個人の事業者は、その損失金額を事業所得の方に計算上入れます。

そこから保険金などを補填される金額を除いて、必要経費として事業を行っている人につきましては、損失として上げることが可能であります。

事業の方は損益通算しても、引ききれない場合もございますので、その場合につきましては、今回の災害の場合は最大5年間まで、翌年度以降繰り越して控除することができます。

先ほどもう一点ありましたとおり、保険金等補填される金額については、損害の費用から除く形になります。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) この能登半島地震で森町に来られてる人がおられるかおられないか分かりませんが、例えばある程度の損害を受けて来られて、それを申告しようとするときに、どうやって申請するのかということ、金額も国の評価額があるということ

も一般の人だとあまり分からないと思うので、それはどのようにサポートして申請するのでしょうか。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

税務課長

(鳥 居 孝 文 君) 今回の災害につきましては、被災地、実際の被災された地域で申告する形になると思いますが、地域によりまして、災害の程度、広範囲に被災されてますけど、場所によっては程度がばらばらでありますので、そこで被災の程度が少ない市町村であれば、職員とか税務署職員が広報していくという形になっておりますし、基本的には今回の雑損控除につきましては、所得税にも雑損控除がありますので、市町の職員が対応するというよりは、税務署で確定申告するという形になるかと思います。

ですので今回の申告につきましては被災された市町の職員が受付することなく、基本的には確定申告をされることによって必然的に住民税の申告をされたという形でみなされますので、広報の仕方というのはそれぞれ1月1日の被災地でありますそれぞれのところでどういう形ですかというのがあります。

ただ、今回の雑損控除の前倒しの適用は可能ということで、ちょっとインターネットで調べましたら、その周知をしているところもありました。

被害がもっと大きいところも調べましたけど、そこではまだインターネットには載ってない状況です。

ですので、基本的にそれぞれの税務署単位又は市町村単位で被災者に対して周知をしていくという形になるかと思います。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

議 長	(発言する者なし) (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。 これから議案第39号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
議 長	(起 立 全 員) (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。 追加議事日程、第4号の追加1の第2、議案第40号「令和5年度森町一般会計補正予算（第13号）」の質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番、川岸和花子君。
5 番議員	(川岸和花子 君) 歳出の常備消防費の負担金ですけれども、これが消防職員への人件費、能登半島派遣への経費また中東遠消防指令センターの修繕費ということですが、それぞれどういう割合でこの7,557千円になっているか伺います。
議 長 防 災 監	(吉 筋 恵 治 君) 小澤防災監。 (小 澤 幸 廣 君) 防災監です。 ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。 説明書7・8ページ、9款1項1日常備消防費0001常備消防費負担金、袋井市森町広域行政組合消防分担金、7,557千円の内訳についての御質問でございますが、まずこの内訳の大きな一つ要因としましては、能登半島地震への緊急消防援助隊派遣による職員の手当の増額でございます。これが672万9,000円でございます。 もう一点、経年劣化により更新時期を迎えました中東遠指令センターに関わる同報無線の遠隔制御装置用の非常電源装置の修繕ということで、こちらにつきましては82万8,000円で、計7,557千円というような内訳となっております。以上です。
議 長 防 災 監	(吉 筋 恵 治 君) 小澤防災監。 (小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

ただいまの答弁につきまして、もう少し詳しく説明させていただきます。

この672万9,000円につきましては、まず先ほど言いました能登半島地震への緊急消防援助隊の派遣による職員手当の増額となりましたが、もう一つこの負担金の要因として消防署職員の人件費、給料、職員手当、共済費用が増額したこと、また報酬の改定によって会計年度任用職員の報酬が増額したということも含まれておりますが、大きな金額としては能登半島地震への派遣職員の職員手当の増額ということになっております。

もう一点の遠隔制御装置用の非常電源装置の修繕につきましては、中東遠共同運用分担金分でございます。

これにつきまして先ほど申し上げましたように82万8,000円ということで、消防費の負担金とまた別で中東遠共同運用分担金分の増額も、合計して7,557千円ということでございます。以上です。

議 長
5 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 5 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 能登半島への緊急消防援助隊の手当について、もう少し具体的に人数とか分かればと思うのと、その中東遠消防指令センターの修繕についてですが、どういう割合で分けてこの金額になっているのかを教えてくださいと思います。

議 長
防 災 監

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 小澤防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

まず緊急消防援助隊の派遣の人数等、もう少し詳しい内容をとということでございます。

この緊急消防応援救助隊につきましては、今年の1月1日から第1次隊としてまず派遣が始まりました。

それで第7次までの派遣がございまして、延べ人数にしまして65人、延べ日数にして33日間ということでございます。

派遣先につきましては、いずれも石川県珠洲市ということでご

ざいます。

派遣者数につきましては先ほど言いましたように65人ということでしたが、一隊につき5人派遣されております。救急隊が3人、後方支援隊が二人ということで、一隊につき5人職員が派遣されたということでございます。

もう一点、指令センターの82万8,000円の割合ということでございます。

この同報無線の遠隔制御装置用非常電源装置ということでございますが、これにつきましては御前崎市と森町と同じメーカーの装置を使っております、それが同時に経年劣化になったということでございます。

御前崎市と森町の合計の金額としましては165万6,000円ということで、折半で82万8,000円ずつの負担ということでございます。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑がありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

追加議事日程、第4号の追加1の第3、発議第2号「フリースクール等を利用する子ども達に対する支援を国に求める意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

	職員に議案を朗読させます。
	(職 員 朗 読)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) お諮りします。
	本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
	御異議ありませんか。
	(「異議なし」と言う者多数)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。
	これから発議第2号を採決します。
	本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」と言う者多数)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。
	したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。
	ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、
	衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・
	文部科学大臣に提出いたします。
	以上で、本日の日程は全部終了しました。
	会議を閉じます。
	令和6年3月森町議会定例会を閉会します。

(午後 1 時 2 1 分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和6年3月25日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上